

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
の翌日ときは、
その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

◇告 示 青少年に有害な図書類の指定

土地改良区の役員住所の変更

土地改良区の役員就退任(二件)

土地改良区の役員就任

土地改良事業の認可申請の適否の決定(三件)

開発行為に関する工事の完了

◇選管告示

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

規 則

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十九号

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則

鳥取県納税貯蓄組合規則(昭和三十年五月鳥取県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項ただし書中「三百円未満の場合」を「千円未満の場合」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 前条の計算期間中において、当該組合の組合員(資本又は出資の金額が五千万円を超える法人である組合員を除く。以下同じ。)が納期限(期限後申告、更正若しくは決定、繰上徴収、徴収の猶予又は換価の猶予に係る期限を除く。以下同じ。)内に納付し、又は納入した県税(個人の事業税、料理飲食等消費税及び普通徴収の方法により徴収する自動車税に限る。以下同じ。)に係る納付書又は納入書の総数(納期限内において二回以上に分割して納付し、又は納入した場合の第二回以後のものを除く。)を百円に乗じて得た金額

- 二 前条の計算期間中において、当該組合の組合員が納期限内に納付し、又は納入した県税の総額の当該納期限内に納付し、又は納入すべき県税の総額に対する割合(以下「納期内納付割合」という。)が百分の八十以上である組合については、次の表の上欄に掲げる納期内納付割合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率を当該納付し、又は

納入した県税の総額に乗じて得た金額

納 期 内 納 付 割 合	率
百分の百	百分の一・七
百分の九十八以上百分の百未満	百分の一・六
百分の九十七以上百分の九十八未満	百分の一・五
百分の九十五以上百分の九十七未満	百分の一・四
百分の九十以上百分の九十五未満	百分の一・二
百分の八十五以上百分の九十未満	百分の〇・九
百分の八十以上百分の八十五未満	百分の〇・七

第六条第一項第三号中「二千元」を「二万円」に改める。

第四号様式中

1.5・1.0 100・100	100
2,000円	10,000円

を
に改める。

第五号様式中「並付添期限」を「添期限」に改める。

附 則

- この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- この規則による改正後の鳥取県納税貯蓄組合規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する補助金について適用する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の二の表中

倉吉土木事務所 米子土木事務所 鳥取港湾事務所 境水産高等学校	港灣施設に係る使用料の一部 の収納に関する事務 漁獲物の売払いに係る歳入金 の一部の収納に関する事務	境水産高等学校 漁獲物の売払いに係る歳入 の一部の収納に関する事務
--	---	---

に改める。

附 則

この規則は、昭和六十一年四月二十三日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百八十八号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

指定 番号	種 別	図 書		発行 記号等	類 別	表示された発 行所名
		題	号			
2249	雑誌その他 の刊行物	イヴニング 発情少女	カいこばい クス女地獄・ナオミ	EV- 5-F	表示された発 行所名	トリス出版
2250	"	こます 春爛漫	残虐極道性交	GD- コA	表示された発 行所名	トリス出版
2251	"	セーラー 朋子・ひろみ	服純情組 秘密の交換日記	GD- コC	表示された発 行所名	トリス出版
2252	"	バスデル ベヤル		GD- コ1	表示された発 行所名	キヤロル出版
2253	"	ニュー Cream	純愛 裏澤	NC- 6-F	表示された発 行所名	キヤロル出版
2254	"	エロスマ 性交陶酔	カス ふるえがとまらない	EF- 6-F	表示された発 行所名	クライヌラープロ
2255	"	EROS・UP 挑発陰部	なめまし	EP- 6-F	表示された発 行所名	クライヌラープロ
2256	"	PENTHOUSE	5月号	雑誌 0797 7-5	表示された発 行所名	株式会社講談社
2257	"	ザ裏 マガジン	5月号	雑誌 1041 99-5	表示された発 行所名	株式会社コバル ト社
2258	"	ギヤル ズジャック	1月号	雑誌 1128 53-1	表示された発 行所名	磯新和出版社
2259	"	オノン ジ通信	5月号	雑誌 1021 89-5	表示された発 行所名	株式会社東京三 社
2260	"	淫歌 紅い花	淫歌 淫歌	GC- ケK	表示された発 行所名	Do 企画
2261	"	毛つば 実め	佐和子の夢 歌	GD- コB	表示された発 行所名	Do 企画
2262	"	絶頂美人 貴方だけ今晚は	淫歌 淫歌	GD- コD	表示された発 行所名	Do 企画
2263	"	Hheel		HH- 6-F	表示された発 行所名	Do 企画
2264	"	妖精天国	恍惚7号	YT- 6-F	表示された発 行所名	Do 企画
2265	"	人妻 白書	人妻 白書	ZD- 5-F	表示された発 行所名	Do 企画
2266	"	パソナ 円城寺美沙子	オナ写画報	GD- コ2	表示された発 行所名	童里夢社
2267	"	少女 白書	桃割通信	SH- 6-F	表示された発 行所名	童里夢社
2268	"	BODY PRESS	5月号	雑誌 1181 17-5	表示された発 行所名	白夜書房
2269	"	人妻 ・露と牙		雑誌 08 318- 4/30	表示された発 行所名	白夜書房
2270	"	漫画 エロトピア	5月号	雑誌 0893 7-5	表示された発 行所名	白夜書房
2271	"	漫画 ハーレム	5月号	雑誌 0866 1-5	表示された発 行所名	白夜書房
2272	"	漫画 ブラザ	5月号	雑誌 1078 13-5	表示された発 行所名	白夜書房
2273	"	漫画 エロトピア	5月号	雑誌 1832 3-5	表示された発 行所名	白夜書房

2274	〃	激面ジャック 5月号	雑誌 0362 1-5	株式会社大洋書房
2275	〃	激面アイドル 5月号	雑誌 7014 53-5	辰巳出版機
2276	〃	激面ラズダック 5月号	雑誌 7086 57-5	辰巳出版機
2277	〃	激面聖少女館 5月号	雑誌 0865 3-5	リオン出版機

鳥取県告示第三百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり五千石井手土地改良区から役員の仕事に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事	景山 智寿明	
	変更前	西伯郡岸本町大殿七四一一
	変更後	西伯郡岸本町大殿六三七

鳥取県告示第三百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり淀江白浜土地改良区から役員が退任し、及び就任し

た旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

- | | | |
|----|--------|----------------|
| 理事 | 林原克己 | 西伯郡淀江町大字小波一〇一四 |
| 〃 | 加藤 弘 | 大字西原九九九 |
| 〃 | 斉藤 優 | 七二七 |
| 〃 | 山田 教美 | 大字小波九九〇 |
| 〃 | 村澤 繁 | 大字中間六九四 |
| 〃 | 高西悦郎 | 大字小波七八五 |
| 〃 | 石田 憲俊 | 大字西原五八八 |
| 〃 | 堀尾 孝 | 五三九一一 |
| 〃 | 竹中正勝 | 大字中間四四四 |
| 〃 | 岩本 虎雄 | 大字淀江六五三 |
| 〃 | 唐来 幸男 | 八四二 |
| 〃 | 吹野 美彰 | 大字西原九六一 |
| 〃 | 森岡 寛行 | 大字小波九八九 |
| 〃 | 陶山 照夫 | 大字淀江三三一―九 |
| 〃 | 林原 準一郎 | 大字小波一〇一二 |
| 〃 | 富田 均 | 大字西原六九二 |

昭和六十一年三月三十一日退任

就任した役員の名及び住所

理事	齊藤 優	西伯郡淀江町大字西原七一七
"	村澤 繁	大字中間六九四
"	吹野 美彰	大字西原九六一
"	竹中正 勝	大字中間四四四
"	唐来 幸男	大字淀江八四二
"	加藤 弘	大字西原九四九
"	山田 教美	大字小波九九〇
"	高西悦 郎	七八五
"	森岡 寛行	九八九
"	陶山 照夫	大字淀江二三一一九
"	林原 克己	大字小波一〇一四
"	堀口 俊逸	大字淀江六三七
"	谷田 真喜男	大字西原五一八
"	松田 道	六〇二
監事	米山 正	大字小波八六七
"	村岡 操	大字西原六一三

昭和六十一年四月一日就任 任期三年

鳥取県告示第三百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大伊土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事	前田 義孝	八頭郡船岡町大字殿五三九
"	林 正法	大字下野一六九
"	青木 信蔵	大字塩上二五三
"	山根 正司	大字殿五六三
"	岸本 誠	大字水口二一二
"	藤田 和博	大字橋本四六
"	柿本 音一	大字下野八八八
"	田中 武志	大字殿二一二
"	山本 聰	大字水口二一三
"	堀場 敦	大字塩上二三四
"	藤田 和昭	大字橋本二一七
"	林 寅男	大字下野五一七
"	山本 隆男	大字橋本五三八
"	岸本 万寿男	大字水口二三〇
"	山本 正之	大字殿三七一一
"	前田 優	大字下野三六九
監事	山本 清治	大字殿三八一
"	谷本 幸雄	大字水口八九
"	浦林 寿男	大字下野一三

昭和六十一年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	前田義孝	八頭郡船岡町大字殿五三九
"	林正法	大字下野一六九
"	田中武志	大字殿二一二
"	藤田和昭	大字橋本二一七
"	山本聰	大字水口二一三
"	堀場敦	大字塩上二三四
"	林憲司	大字下野八二七
"	柿田義夫	大字水口二〇四
"	山根正司	大字殿五六三
"	清水泉	大字塩上二七九
"	大谷具己	大字橋本三六九
"	林寅男	大字下野五一七
"	前田優	大字下野三六九
"	山本健市	大字殿三七一
"	柿田長年	大字水口一九九
"	藤田和博	大字橋本四六
監事	山本清治	大字殿三八一
"	柿田清寿	大字水口二〇〇―一
"	浦林寿男	大字下野一三

昭和六十一年四月一日就任 任期三年

鳥取県告示第三百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八東土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 西田唯之 八頭郡八東町大字茂田一八二

昭和六十一年四月五日就任 任期昭和六十二年十二月二十九日まで

鳥取県告示第三百九十三号

大鴨土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）耳地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和六十一年四月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市上古川二一五―三大鴨土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百九十四号

佐治村が行う土地改良事業（団体営農道整備事業刈地地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年四月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百九十五号

三朝町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）下畑地区暗きよ排水と区画整理を一体としたもの）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年四月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百九十六号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年一月十七日 鳥取県指令受都計三第十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

気高郡青谷町大字青谷字下寺地、字中畦、字イタラズ、字鷲繩手及び

字大茨

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県東部町村土地開発公社

理事長 小倉利男

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定

に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十一年四月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
福田泰昌後援会	福田 正治	毎野 市久	鳥取市桂見一七九	昭和六十一年三月一日	その他政治団体
鳥取県中部医師連盟	大石 恒善	森脇 良省	倉吉市旭田町一八	昭和六十一年三月四日	"
いきいきとした倉吉をつくる市民の会	天野 博正	興治 英夫	倉吉市宮川町二丁目一五九	昭和六十一年三月七日	"
水と緑と文化のまちづくりの会	中瀬 礼子	牧野 洋子	倉吉市昭和町二丁目二五二	昭和六十一年三月十日	"
沢根岩男後援会	津村洋之輔	田中 清造	鳥取市上段二三六	昭和六十一年三月十四日	"
小林二郎後援会	平井 為善	山口 憲治	鳥取市上町一四七	昭和六十一年三月二十五日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十一年四月二十二日

三朝町西尾邑次後援会	代表者の氏名	安田真一郎	松村 喬成	昭和六十一年三月三十一日	〃
〃	会計責任者の氏名	坂本喜太郎	奥山 茂久	〃	〃
河西正治後援会	代表者の氏名	奥山 茂久	田井 豊	〃	〃
江原勝後援会	会計責任者の氏名	小林 京子	梶野善三郎	昭和六十一年三月三十一日	〃
山根英明後援会	代表者の氏名	西山 忠実	稲田 文蔵	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	穂山 幸彦	小川 温夫	〃	〃
鳥取県中部歯科医師政治連盟	主たる事務所所在地	倉吉市東巖城町六八	倉吉市巖城東三三八―一	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	小坂 敏彦	戸板 重昭	〃	〃
神道政治連盟鳥取県本部	代表者の氏名	作野 幸正	吉田 武久	昭和六十一年三月二十八日	〃
〃	会計責任者の氏名	芦谷源太郎	藤谷美知子	〃	〃
藤谷正太郎後援会	代表者の氏名	玉木 久夫	松村 恒夫	〃	〃
手島幸二後援会	主たる事務所所在地	境港市明治町八六	境港市京町一八七	昭和六十一年三月二十七日	〃
〃	会計責任者の氏名	福田 明子	田子 成彦	〃	〃
福田次芳後援会	代表者の氏名	石井 麻子	石井 良寿	〃	〃
高垣幸寿後援会	代表者の氏名	荻原 弘	沢 重則	昭和六十一年三月二十四日	〃
〃	会計責任者の氏名	岩城 正美	米井 悟	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年四月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所所在地	届出年月日	備考
武内浩後援会	石井 清允	中村 正雄	倉吉市河原町一八七四	昭和六十一年三月一日	その他政治団体
谷本正和後援会	松本 隆	牧田 吉保	東伯郡北条町大字曲三二六	昭和六十一年三月二十日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十一年四月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称	武内浩後援会	谷本正和後援会
報告年月日	昭和61年 3月 1日	昭和61年 3月20日
	(昭和61年 2月10日解散)	(昭和60年12月31日解散)
1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額
(1) 収入総額	18,040円	(1) 収入総額
ア 前年繰越額	18,040円	ア 前年繰越額
イ 本年収入額	0円	イ 本年収入額
(2) 支出総額	18,040円	(2) 支出総額
2 支出の内訳		2 支出の内訳
政治活動費		経常経費
機関紙誌の発行 その他の事業費	18,040円	光熱水費
宣伝事業費	18,040円	備品・消耗品費
合 計	18,040円	事務所費
		合 計
		23,460円